

農地部所管工事における情報化施工技術活用の推進に関する試行方針

第1 情報化施工技術活用の推進

情報化施工技術は、情報通信技術（ICT）を工事の測量、施工、出来形管理等に活用（以下、「ICT活用」という。）するものであり、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待されるため、農地部所管工事において推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める「ICT活用実施要領」により実施するものとする。

第2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、農地部が一体となって取り組む体制を整備し、各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について、各地域機関等へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事の種別

(1) ICT活用工事

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 基本設計データ又は3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

(2) ICT建機による施工

ICT建機による施工とは、(1)に示す施工プロセスのうち、②と③だけにICTを活用する工事である。

(3) ICT測量による管理

ICT測量による管理とは、(1)に示す施工プロセスのうち、③又は①③を除いてICTを活用する工事である。

3-2 実施手続き及び必要な経費の計上

入札公告時等に別途定める特別仕様書を設計図書に添付し、ICT活用の試行対象工事であることを明示し、契約後、受注者からの発議により実施することができる。実施に必要な経費は設計変更の対象とし、別途定めるICT活用実施要領及び特別仕様書により計上する。

3-3 工事成績評定による評価

「ICT活用工事」を実施した場合、創意工夫における【施工】において評価を行うものとする。また、「ICT建機による施工」及び「ICT測量による管理」を実施した場合も、当面は同様の評価を行うものとする。

第4 ICT活用を推進するための当面の留意点

受注者が円滑にICT活用を導入できるように、以下の項目について農地部として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用については、その技術に応じた監督・検査を実施することが円滑な推進のために必要である。このため、ICT活用に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

官民が協同でICT活用の推進に取り組むために、研修や講習会等を実施する。